

政策環境建設常任委員会 議事次第

令和7年6月9日(月)
午後1時30分～
於：第2委員会室

1 開 会

2 出席要求理事者

3 確認事項

4 所管部局の事務事業概要等

5 今後の委員会運営

6 そ の 他

7 閉 会

政策環境建設常任委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委 員 長	古 林 良 崇	自 民	文化力	
副委員長	田 中 英 夫	〃	暮らし	
〃	小 原 舞	府 民	文化力 △ 議 運	予算特別副委員長
委 員	片 山 誠 治	自 民	文化力	
〃	兎 本 和 久	〃	一	副議長
〃	小 巻 久 美	〃	○ 暮らし	
〃	畑 本 久仁枝	維 国	暮らし	
〃	田 中 志 歩	〃	暮らし	
〃	馬 場 紘 平	共 産	子育て	
〃	水 谷 修	〃	地 域	
〃	山 口 勝	公 明	新技術	

○ 副委員長 △ 理事

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿

【総合政策環境部】	
総合政策環境部長	岡 本 孝 樹
総合政策環境部企画調整理事 (副部長兼務)	松 浦 快 仁
総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務)	米 倉 大 悟
総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務)	白波瀬 衛
総合政策環境部副部長	西 村 敏 弘
総合政策環境部技監	笠 原 淳 史
総合政策環境部企画参事	島 津 大
総合政策室企画参事	宮 田 聖 徳
総合政策室企画参事	三 嶋 孝 佳
総合政策室企画参事	池 永 昭 二
地域政策室長	吉 田 宏 則
地域政策室企画参事 (北部担当)	古 田 良 明
地域政策室企画参事 (中部担当)	仲 村 貴 人
地域政策室企画参事 (南部担当)	池 松 達 人
政策環境総務課長	野 村 宗 平
万博・地域交流課長	子 川 貴 司
情報政策課長	青 木 耕一郎
デジタル政策推進課長	後 藤 幸 宏
企画統計課長	川 嶋 三 佳
大学政策課長	河 野 勉
脱炭素社会推進課長	中 埜 博 之
循環型社会推進課長	水 落 高 明
自然環境保全課長	杉 本 圭 哉
環境管理課長	峯 勝 之

【商工労働観光部・建設交通部】	
商工労働観光部・建設交通部港湾局長＊	相 木 敢
商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長	秋 田 伸 治

＊農商工労働常任委員会と同時開催の場合、同委員会に出席

【建設交通部】	
建設交通部長	石 井 宏 明
建設交通部企画調整理事 (副部長兼務)	山 本 哲 也
建設交通部技監 (土木担当)	渡 邊 裕 幸
建設交通部技監 (都市・建築住宅担当)	壺 井 康 之
建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任)	曾 和 良 広
建設交通部理事	浅 野 浩 司
建設交通部理事 (建設企画担当)	西 岡 久
建設交通部理事 (道路政策担当)	采 尾 直 久
建設交通部理事 (広域交通政策担当)	八 田 直 哉
建設交通部理事 (地域交通政策担当)	細 井 浩 一
建設交通部理事 (治水政策担当)	奥 野 真 章
監理課長	里 友 宏
監理課参事	今 西 秀 和
指導検査課長	水 谷 真
用地課長	辻 川 明 徳
道路計画課長	傍 島 史 宗
道路建設課長	大 下 浩 一
道路管理課長	前 田 志 朗
交通政策課長	坂 晃 昭
河川課長	濱 口 正 英
砂防課長	高 橋 正 治
都市計画課長	坂 本 智 生
建築指導課長	瀬 野 一 樹
住宅政策課長	山 口 正 樹
住宅整備課長	鹿 野 俊 成
営繕課長	丸 山 忍
公営企業経営課長	西 崎 吏
水道政策課長	碓 正 登
下水道政策課長	工 藤 真

(計 55 名)

【 閉会中の継続審査及び調査事項 】

- 1 府政の総合的な企画、調整及び評価について
- 2 環境保全及びエネルギー政策の推進について
- 3 公共土木施設の整備について
- 4 都市計画、住宅及び建築について
- 5 交通体系及び土地対策について
- 6 上下水道その他水循環の形成について

令和7年度 委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項 6 閉会中の継続審査及び調査 7 今後の委員会運営 8 その他 9 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
 審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
 ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
 また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和8年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 * 報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	---	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
 審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1 日間

1 日	1	開会
	2	中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3	委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4	その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5	閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

原則、定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができるものとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により、閉会中の常任委員会の活動日に実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総括的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙 1 - 1

※特別委員会の年間運営 別紙 1 - 2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙 2

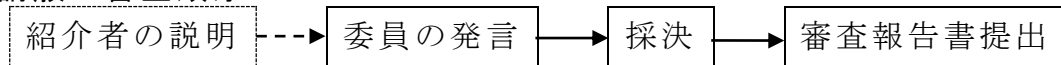
(2) 議案審査の流れ 別紙 3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注）委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後 1 時 30 分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後 5 時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン方式により委員会を運営する。 **別紙 4**

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

(5) 副知事の委員会への出席

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) ペーパーレスによる委員会運営

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。 **別紙 5**

なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) 情報端末機器の使用

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

別紙 6

(8) 育児又は介護のためのオンラインによる出席

育児又は介護のため、委員会の招集場所に参加することが困難な委員で、委員長がやむを得ないと認めたときは、オンライン方式により委員会に参加することができる。

(9) 欠席の届出

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に参加できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。 **別紙 7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会 の 年 間 運 営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会

■ 常任委員会の毎月開催

- ・ 報告事項の聴取
- ・ 所管事項の調査
- ・ 参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・ 所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・ 府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報

■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS

- ・ 定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5 月	5 月臨時会 (5/23) 特別委員会設置、正副委員長互選
6 月	・ 合同委員長会議 (6/4) 委員会運営の申合せの協議、確認 ・ 初回特別委員会 (6/10) 出席要求理事者決定、確認事項、所管事項に係る事務事業概要、今期の委員会運営方針の協議、委員間討議 (※ 1) 6 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
7 月	
8 月	(毎月常任) (※ 2) ・ <u>管内外調査</u> (1 泊 2 日又は 2 泊 3 日)
9、10 月	9 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
11 月	(毎月常任) (※ 2)
12 月	12 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
1 月	(毎月常任) (※ 2)
2、3 月	2 月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※ 1)
4 月	(毎月常任) (※ 2)
5 月	5 月臨時会 【政策提案・提言としてまとめる場合】 ・ 政策提案・提言 (報告書) の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 【政策提案・提言としてまとめない場合】 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※ 1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

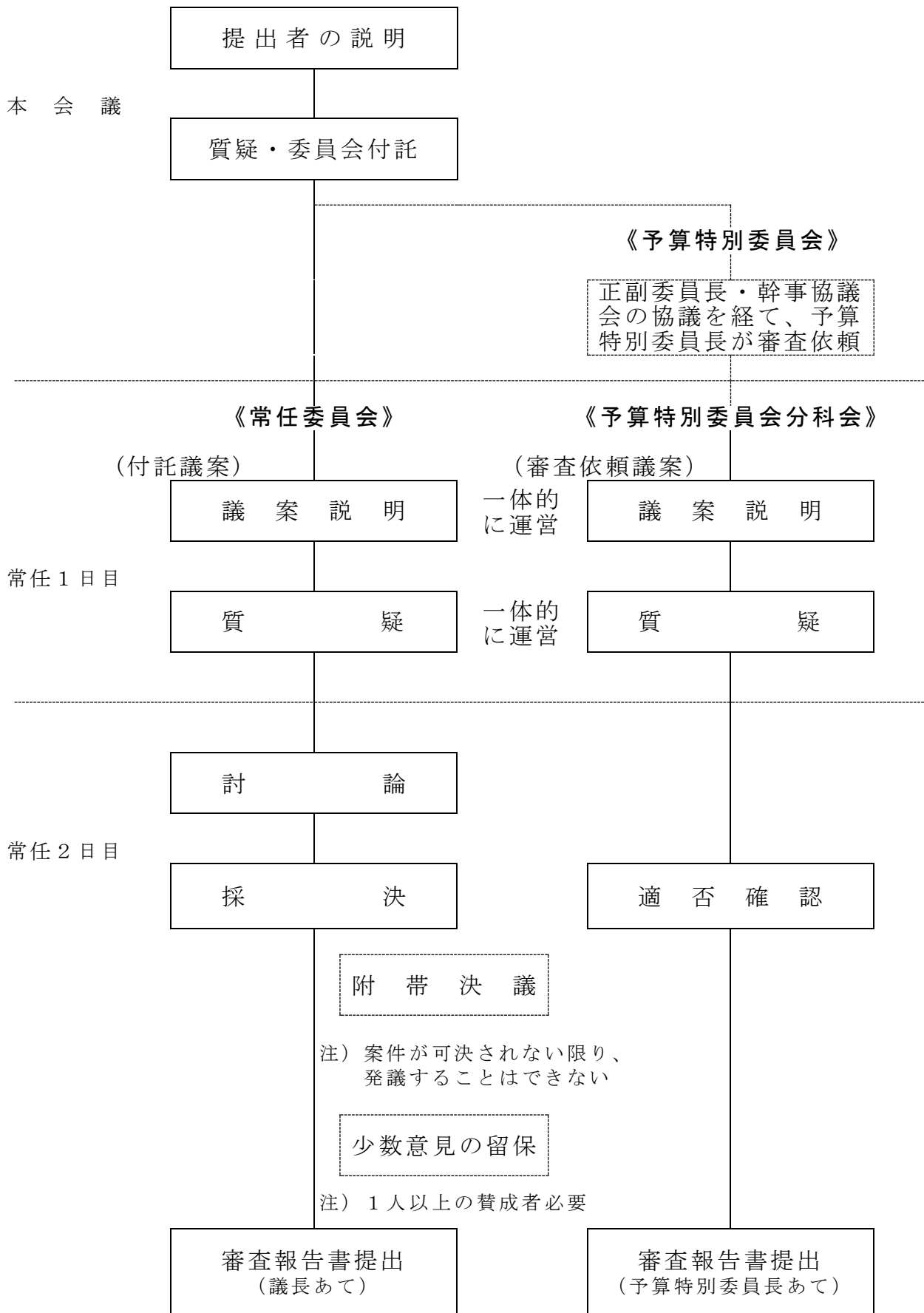
(※ 2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議 案 の 付 託 区 分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

予算議案に密接に関連する議案				
議決権の内容	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 〔※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る〕 ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 〔※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く〕	その他	
予算	○			
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議 案 審 査 の 流 れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③- 1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③- 2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

- (1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。
- (2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。
- (3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。
- (4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

- (1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。
- (2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参加することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参加することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目 的

I C Tの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第 122 条第 1 項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 W i - F i ルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会W i - F i ルーターを利用する際は、別添「京都府議会W i - F i ルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ※の対象資料等 ※文字検索が可能な PDF 形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。

なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。

- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会W i - F i ルーター利用規約同意書

京都府議会W i - F i ルーター利用規約に同意し、府議会W i - F i ルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第 1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和 3 年 3 月に策定した I C T利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和 31 年京都府議会規則第 2 号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第 2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第 3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第 4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
※及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいないが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、U R L、I D、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないよう適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
- (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関係する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関係する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面で情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机の上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

事 務 概 要

(令和 7 年度)

京 都 府 総 合 政 策 環 境 部

目 次

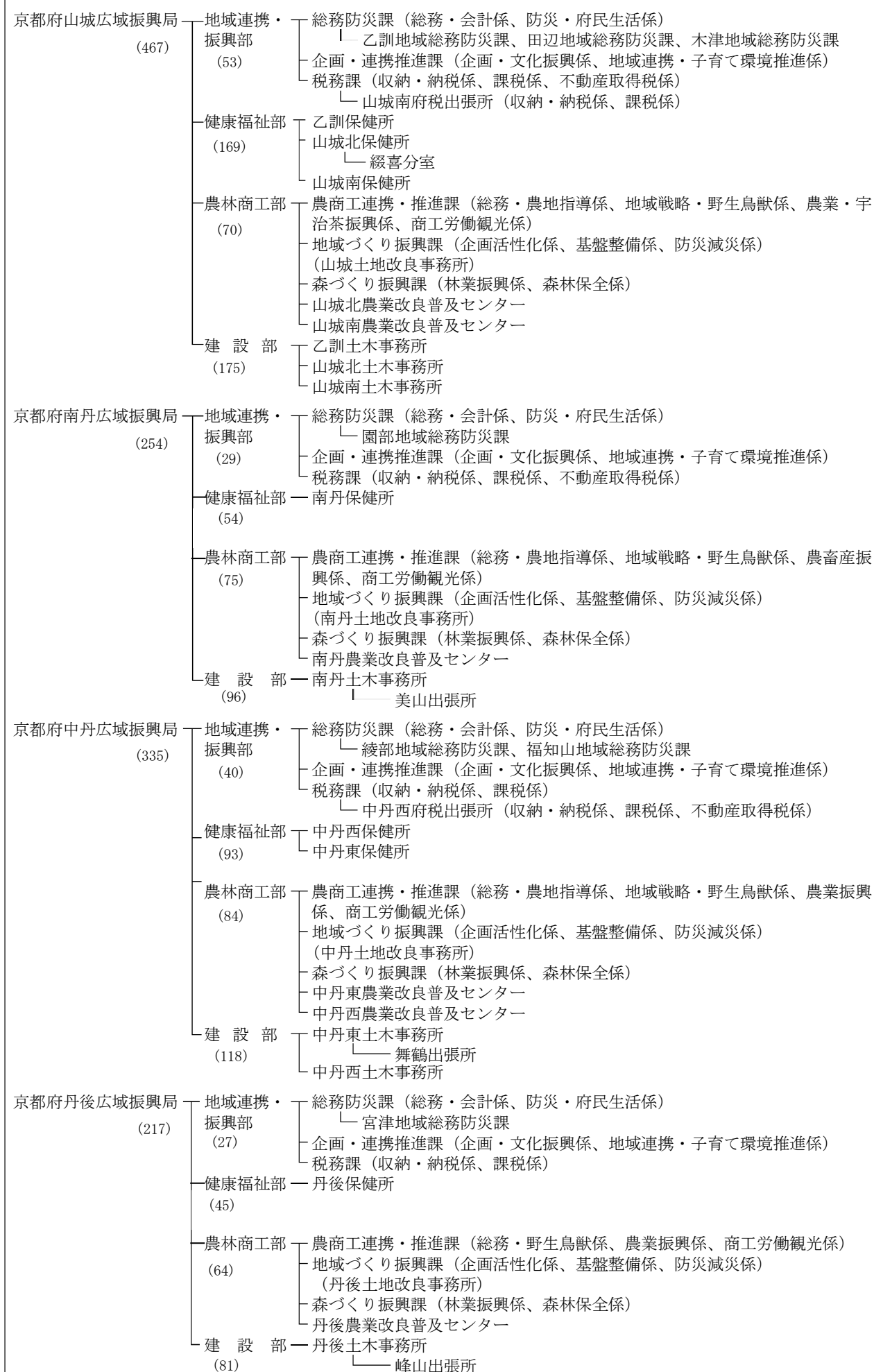
I 組 織	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
II 事 務 分 掌	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
III 主要事項の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
IV 令和7年度予算	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
V 主 要 計 画 等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
VI 関 係 施 設 等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

I 組 織

令和7年4月1日現在

本庁課		地域機関等
	担当	
総合政策室（21） （子育て社会推進監含む）	子育て社会推進係 総合調整係 計画推進係 広域行政係	〔 関西広域連合派遣（4） 全国知事会派遣（1） 〕
地域政策室（18）	北中部係 中南部係	〔 海の京都DMO派遣（3） 森の京都DMO派遣（2） お茶の京都DMO派遣（3） 〕
政策環境総務課（18） （部長、企画調整理事、副部長（1）含む）	総務企画係 経理係	〔 東京事務所（9） 省庁等派遣（18） 〕 〔 大阪府派遣（1） 滋賀県派遣（1） 城陽市派遣（1） 公立大学法人派遣（134） 〕
万博・地域交流課（11）	展示企画係 機運醸成係	〔 2025年日本国際博覧会 協会派遣（5） 〕
情報政策課（18） （副部長（1）含む）	情報企画・セキュリティ係 共同化推進係	
デジタル政策推進課（10） （企画参事含む）	スマート社会推進係 デジタル行革推進係	
企画統計課（41）	企画調整係 情報分析係 社会統計係 産業統計係 生活統計係	
大学政策課（7）	大学政策係	〔 大学コンソーシアム 派遣（1） 〕
脱炭素社会推進課（17）	企画調整係 温暖化対策係 エネルギー政策係	
循環型社会推進課（18） （技監含む）	循環・リサイクル係 産業廃棄物係 不法投棄等対策係	〔 大阪湾広域臨海環境整備 センター派遣（1） 〕
自然環境保全課（8）	自然環境係 自然公園係	
環境管理課（14）	指大係 導水係 導気質係	
【2室10課 1地域機関】		〔 本 地 域 機 関 201 9 派遣 175 〕 計385人

広域振興局の組織



Ⅱ 事 務 分 掌

(総合政策室の事務)

- (1) 府の重要施策の企画、調査及び総合調整（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 部を横断する新規事業の立案及び推進に関すること。
- (3) 子育て環境日本一の実現に係る企画、総合調整及び推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 京都府総合計画の推進等に関すること。
- (5) 経営戦略会議の運営に関すること。
- (6) 地方分権改革（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 関西広域連合に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 全国知事会及び近畿ブロック知事会に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務に関すること。

(地域政策室の事務)

- (1) もうひとつの京都構想の推進に関すること。
- (2) 地域振興計画の調整等に関すること。
- (3) 地域の総合的な整備等に係る各種事業の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(政策環境総務課の事務)

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 京都府緑と文化の基金に関すること。
- (3) 広域振興局に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 東京事務所に関すること。
- (5) 部内の人事及び組織に関すること。
- (6) 部に属する予算の経理に関すること。
- (7) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (8) 部内他課の主管に属さないこと。

(万博・地域交流課の事務)

- (1) 2025 年大阪・関西万博の開催に伴う企画、総合調整及び地域の活性化に関すること。

(情報政策課の事務)

- (1) 情報通信技術を活用した行政の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 情報システムの整備及び管理に関すること。

(デジタル政策推進課の事務)

- (1) デジタル社会の形成に関する施策の企画、総合調整及び推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 行政事務の合理化及び業務改革に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(企画統計課の事務)

- (1) 国から受託した統計調査（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 府が単独で実施する統計調査（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 統計の分析及びその他統計に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

(大学政策課の事務)

- (1) 大学政策（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 京都府公立大学法人に関すること。

(脱炭素社会推進課の事務)

- (1) 環境対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策及びエネルギー政策の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。

(循環型社会推進課の事務)

- (1) 循環型社会形成の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物対策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 廃棄物の適正処理に関すること。
- (4) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設に関すること。
- (6) 廃棄物の不法投棄等の対策に関すること。

(自然環境保全課の事務)

- (1) 自然環境及び生物多様性の保全に関すること。
- (2) 自然公園に関すること。
- (3) 京都府立丹後海と星の見える丘公園に関すること。

(環境管理課の事務)

- (1) 環境影響評価に関すること。
- (2) 公害の紛争処理及び被害者救済に関すること。
- (3) 大気汚染の防止に関すること。
- (4) 水質汚濁の防止に関すること。
- (5) 土壌汚染対策に関すること。
- (6) 騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。
- (7) ダイオキシン対策に関すること。
- (8) 環境の監視及び測定に関すること。
- (9) 環境放射線の監視に関すること。

Ⅲ 主要事項の概要

〔総合政策室〕

1 総合計画の推進

京都府総合計画に掲げる「将来構想」の実現に向け、「8つのビジョン」等における「主要な方策」をはじめとする取組について、府民意識調査結果の分析等も踏まえて実施状況の評価を行うとともに、重点施策を部局横断的に調整し次年度以降の予算編成につなげていく。

2 地域創生の推進

少子高齢化・人口減少社会の課題に対応するため、京都府地域創生戦略に基づく取組を進めるとともに、市町村等と連携して地域の実情・特性に応じた実効性のある地域創生に取り組む。

3 子育て環境日本一の総合的な施策展開

子どもや子育て世代を社会全体であたたく見守り支え合うオール京都の推進体制により、「子育て環境日本一」の実現に向けて総合的な施策展開を図る。

4 府の主要事業の推進

府の主要事業の着実な推進を図るため、国の予算の概算要求に先立って、重点事項について関係省庁・機関等に対し、東京事務所と連携しつつ政策提案・要望を行うとともに、近隣府県等の自治体及び関係機関とも広く連携し、政策の実現を図る。

5 経営戦略会議の開催

府政の重要課題等について、二役と関係部局が一堂に会する「経営戦略会議」を開催し、対応方策や方向性などを共有し、全庁的なマネジメントを行う。

6 京都市との連携・協働の推進

実効性のある施策を府民に効果的に届けるため、知事と京都市長とのトップ会談である「府市トップミーティング」（指定都市都道府県調整会議）を年に数回、機動的に開催し、府と京都市共通の課題を議論して速やかに対応するとともに、府域全体の発展につながる取組を進める。

7 地方分権改革の推進

住民に身近な行政は、できるだけ住民に近い地方公共団体が担うことで、各地域が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組めるよう、国に対して積極的な提案を行うなど、全国知事会や関西広域連合等を通じ、地方分権改革の取組を進める。

8 関西広域連合への参画

関西における広域連携の歴史と実績の上に設立された特別地方公共団体である「関西広域連合」に参画し、府県のエリアを越える広域的な諸課題に取り組む。

9 全国知事会、近畿ブロック知事会との連絡調整

全国知事会議、近畿ブロック知事会議の開催、国への提案・提言などの調整、取りまとめを通じ、様々な分野で共通する政策課題についての認識を深め、広域的な連携を図る。

[地域政策室]

1 部局を横断して取り組む地域振興施策の推進

京都府北部・中部・南部地域がそれぞれ抱えている地域課題について、広域振興局や庁内関係部とともに横断的に対応することで、魅力的な地域づくりを進める。

2 府・市町村が連携して取り組む地域振興施策の推進

複数の市町村が関係する課題について、市町村や広域振興局が連携し広域的に取り組む地域振興を図る。

また、各広域振興局の地域振興計画の推進について、広域振興局の独自施策と本庁施策が有機的に連動し、府域全体で実効ある地域づくりが進むように、施策（事業）の検討や予算について庁内関係部との調整等を行う。

3 各市町村の地域振興施策の支援

各市町村が個別で解決が困難な課題については、総合調整を行い、その解決に向けた支援を進める。

4 もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）の推進

海の京都、森の京都、お茶の京都及び竹の里・乙訓の観光を入り口とした地域づくりを推進する。

・海の京都

古代より大陸との交流の窓口として栄えた歴史的背景や交通基盤整備の進捗を生かし、「海」というキーワードのもと、観光を入り口とした魅力ある地域づくりを推進し、府北部地域が全国有数の競争力のある地域であり続けることをめざして取組を進める。

・森の京都

府中部地域において、国定公園の指定等を契機に、豊かな自然環境を維持・保全する取組を強化するとともに、森の恵みを生かした食や伝統文化、産業など森に包まれた暮らし方を発信し、交流産業の振興、林業の付加価値向上をめざして取組を進める。

・お茶の京都

日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた「宇治茶」や茶畑景観等の山城地域の価値を再認識し、世界に向け発信することにより、多くの人が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点となることをめざして取組を進める。

・竹の里・乙訓

世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアにおいて、竹林やタケノコ、工芸品を生かした、観光を入り口とした魅力ある地域づくりをめざして取組を進める。

[政策環境総務課]

1 (公財) 世界人権問題研究センターの運営支援

平安建都 1200 年記念事業の一つとして設立された(公財)世界人権問題研究センターが、人権問題について世界的視野に立った調査研究を行い、広範な学問分野で研究機関や研究者と連携・交流することにより国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることができるよう、運営を支援する。

2 地域活性化包括連携協定の締結の推進

民間企業と連携・協働して地域の諸課題に対応し、地域の活性化や府民サービスの向上を図る。

[万博・地域交流課]

1 大阪・関西万博きょうと推進委員会の運営

2025年開催の大阪・関西万博を京都の活性化や地域振興につなげるため、行政や経済界、有識者等のオール京都体制による府域及び万博会場での取組の総合的な推進を図る。

2 大阪・関西万博を契機とした地域交流の促進

大阪・関西万博を契機とした府域への誘客、また、それに伴う「新たなつながり」の創出を通じて、未来の京都を担う人材や企業、産業や文化の育成を図るため、万博会場をゲートウェイとして位置づけ、府内各地で「文化・環境」「産業」「観光」「地域」といった京都の強みや特徴を活かした魅力的な事業を実施する。

[情報政策課]

1 府・市町村共同による情報化の推進

住民記録、税、福祉業務等の市町村基幹業務システムの共同化に関することや、公共施設案内予約システム、電子申請システム等の府と市町村が共同利用するシステム、高い水準の情報セキュリティ対策を実施する「京都自治体情報セキュリティクラウド」の運用及びセキュリティ対策に係る体制「ALL 京都 CSIRT」の設置など、府と市町村が共同して情報化に取り組むことにより、府民サービスの向上、業務の効率化及び情報セキュリティの向上を図るとともに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、情報システムの統一・標準化に係る市町村の取組を支援する。

2 柔軟な働き方を支え、府民サービスを維持する環境の整備

モバイル型端末の導入やクラウドツールの活用により、現地現場での府民や事業者への対応を迅速・的確に行うとともに、柔軟な働き方を支え、災害やパンデミックの発生時においても、職員が自宅等で業務に従事することにより、府民サービスを維持継続する環境を整備する。

3 京都デジタル疎水ネットワークの安定的な運用

防災や京都府・市町村共同化などの重要施策の推進を支援するため、通信系事業者と電力系事業者による光回線の完全二重化と最新技術を取り入れた機器を導入し、非常に高い信頼性を備えた京都デジタル疎水ネットワークの安定的な運用を図る。

4 内部事務のアウトソーシングの推進

府民価値に直結する業務へ人材等を振り向けることで、府民の方々により高い品質の行政サービスを提供するため、旅費、給与などの内部事務について、総務事務システムを活用した集中処理及びアウトソーシングにより、民間のノウハウを活用した業務の効率化を推進する。

[デジタル政策推進課]

1 デジタル社会の形成

「京都府スマート社会推進計画」に基づき、府内中小企業やスタートアップ、大学等研究機関、府民の方々など多様な主体との連携によるビッグデータやデジタル技術の活用を図り、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する。

京都府においても、行政手続のオンライン化を進めるとともに、AI・RPA等のデジタル技術を活用した業務プロセス改善に取り組み、業務の効率化や府民サービスの向上を図る。

2 マイナンバー制度の運用

マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現や府民の利便性向上、行政の業務の効率性向上を実現するための社会基盤であり、その運用にあたっては、特定個人情報保護の厳格な運用や国等における十分なセキュリティ対策を前提とした上で、マイナンバー・マイナンバーカードを基盤としたデジタル社会の構築を進める。

[企画統計課]

1 経常・周期調査等の実施

行政施策の立案や経済分析等の基礎資料として活用するため、世帯、事業所、雇用、消費等に係る国から受託した経常調査や周期調査、府独自の統計調査を実施する。

また、今年度、府内約122万世帯を対象に5年に1度の国勢調査を実施するにあたって、府民・関係機関への広報を積極的に展開するとともに、オンライン調査の周知等により円滑かつ正確な調査を行う。

2 統計データの分析及び情報発信

統計調査で明らかになったデータや経済動向、人口移動、就労状況、消費動向等を各部局に提供するとともに、府HPや刊行物により広く発信し、データ等に基づく施策立案の推進や、学術研究の推進に資する。

さらに、統計出前講座や統計グラフコンクール、各種講習会等を実施することにより、統計データを利活用することの重要性の普及啓発や、データを的確に分析して活用できる人材の育成に取り組む。

[大学政策課]

1 京都の未来を支える人材の育成

地域や企業の課題解決に参加する学生や大学を公募の上、学生・大学と地域・企業とのマッチングを行い、「学生×地域×企業」のプロジェクトを京都市と連携して支援することで、学生が在学中に府内の地域や企業と交流し、理解を深める機会の拡大を図り、将来の京都を支える人材の育成・定着につなげる。

2 京都府立医科大学及び京都府立大学における教育・研究・医療・地域貢献の推進

(1) 京都府立医科大学及び同附属病院・附属北部医療センター

「世界トップレベルの医学を地域へ」の基本理念の実現に向けて、教育・研究及び医療提供体制の充実を図り、府民の健康増進、福祉の向上に貢献する。

(2) 京都府立大学

「京都府の知の拠点」として京都に根ざした魅力的で個性ある大学の創造に向けて、府民が求める研究の推進と人材の育成を図り、大学による地域貢献を促進する。

(3) 京都三大学連携による教養教育共同化の推進

府立医科大学、府立大学、京都工芸繊維大学の三大学の連携により、平成 26 年度から全国初の取組として開始した教養教育共同化の一層の充実に努め、時代が求める新たな教養教育を推進する。

[脱炭素社会推進課]

1 地球温暖化対策の推進

2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、太陽光を中心とする再生可能エネルギーの導入や利用の加速化、サプライチェーンでの脱炭素化をはじめとする省エネ対策の促進など、地球温暖化防止に向けた取組を推進する。

2 気候変動適応策の推進

府民生活に直結する気候変動による被害を未然に防止・軽減するため、「京都気候変動適応センター」において気候変動影響に関する情報収集や発信を推進する。また、熱中症を予防するための取組を実施する。

[循環型社会推進課]

1 循環型社会形成に係る企画及び推進

資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくために、府民一人ひとりの行動変容につながる普及啓発の促進、循環型社会の形成に向けた取組や廃棄物処理の現

状等についての発信、食ロス削減の推進、プラスチックごみ対策の推進等に取り組む。

2 産業廃棄物の適正処理推進

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るため、令和4年3月に策定した京都府循環型社会形成計画（第3期）を基本として、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視指導を行うとともに、処理施設の確保対策等の施策を実施する。

更に産業廃棄物税制度の運用により、循環型社会の構築を目指す。

3 廃棄物の不法投棄等対策

不法投棄等の不適正事案を早期発見・早期対応するため、不法投棄等情報ダイヤルに寄せられる通報を関係部局と迅速に情報共有するほか、次世代型の監視カメラやドローンなどデジタル機器の導入を進めるなどし、監視指導体制の強化に取り組む。

[自然環境保全課]

1 生物多様性の未来への継承

京都の悠久の歴史と文化のなかで育まれた独自の生物多様性を未来へと伝えるため、生物多様性地域戦略に基づく希少野生生物の保全対策や保全地域等での生態系維持回復、外来生物対策に取り組むとともに、「きょうと生物多様性センター」を核とし、企業、研究機関、保全団体、府民等のオール京都で生物多様性保全を推進する。

2 自然公園等の保護及び利用の増進

自然公園等の優れた自然の風景地を保護するとともに、情報発信等の取組によって利用の増進を促し、生物多様性の確保を図る。

[環境管理課]

1 生活環境保全対策等の推進

大規模開発事業における環境アセスメントや工場・事業所に対する監視・指導等により生活環境保全対策に取り組むとともに、府域の大気や水質等の状況を把握するため計画的に環境モニタリングを実施する。

2 環境放射線の監視

関西電力高浜発電所及び大飯発電所の影響を把握するために、国や関係部局と連携し環境放射線の監視計画を定めてモニタリングを行う。また、原子力災害発生時に行う緊急時モニタリングのため、計画的な機器整備や訓練を実施する。

IV 令和7年度予算

○ 歳 入

(単位：千円)

款	予 算 額	内 訳	
		本庁・東京事務所	広域振興局
使用料及び手数料	148,750	138,750	10,000
国庫支出金	3,064,263	3,064,263	
財産収入	4,590	3,290	1,300
寄附金	15,238	15,238	
繰入金	259,444	259,444	
諸収入	834,073	834,073	
計	4,326,358	4,315,058	11,300

○ 歳 出

(単位：千円)

款 ・ 項	予 算 額	内 訳	
		本庁・東京事務所	広域振興局
総務費	8,607,270	6,764,468	1,842,802
総務管理費	1,890,553	47,751	1,842,802
企画費	4,647,518	4,647,518	
市町村振興費	900	900	
統計調査費	2,068,299	2,068,299	
衛生費	2,657,502	2,657,502	
環境衛生費	302,856	302,856	
環境対策費	2,354,646	2,354,646	
土木費	109,580	109,580	
公園費	109,580	109,580	
教育費	12,760,055	12,760,055	
大学費	12,760,055	12,760,055	
計	24,134,407	22,291,605	1,842,802

[令和 7 年度当初予算主要事項 (令和 6 年度 2 月補正含む)]

課(室)名	事 項	予 算 額	説 明
総 合 政 策 室	子育て環境日本一推進会議運営費	千円 3,000	子育て環境日本一の実現に向けたオール京都の推進体制の運営に要する経費
総 合 政 策 室	子育てにやさしいまちづくり推進交付金	62,000	「まち全体で子どもを見守り支える」まちづくりを進めるため、市町村が策定する「子育てにやさしいまちづくり推進計画」に基づく取組への助成に要する経費
総 合 政 策 室	子育ての楽しさ広げる事業費	5,000	子育てが楽しいと思えるポジティブなイメージを広げるための取組に要する経費
総 合 政 策 室 地 域 政 策 室	京都府総合計画推進費	12,750	「京都府総合計画」の総合的な推進に要する経費
総 合 政 策 室	関西広域連合分担金	224,962	関西広域連合の運営に係る分担金
地 域 政 策 室	「海の京都」DMO推進事業費	76,700	海の京都DMOの事業に要する経費
地 域 政 策 室	「森の京都」DMO推進事業費	45,580	森の京都DMOの事業に要する経費
地 域 政 策 室	「お茶の京都」DMO推進事業費	57,751	お茶の京都DMOの事業に要する経費
地 域 政 策 室	「移住するなら京都」推進事業費	38,950	移住・定住に至るまでの各段階に応じた支援策の実施に要する経費
地 域 政 策 室	「もうひとつの京都」多言語情報発信強化事業費	9,781	多言語 W e b サイトによる府域の魅力や情報の発信強化に要する経費
地 域 政 策 室	「もうひとつの京都」ダイレクトマーケティング事業費	2,400	データを活用した効果的なダイレクトマーケティングに要する経費
地 域 政 策 室	「もうひとつの京都」観光周遊カーシェアリング推進事業費	1,589	観光周遊カーシェアリングの展開による、もうひとつの京都エリア内での観光・周遊の推進に要する経費
地 域 政 策 室	「もうひとつの京都」見える化促進事業費	960	ラッピング電車の運行等を通じた「もうひとつの京都」を体感できる環境整備に要する経費
地 域 政 策 室	産業創造リーディングゾーン総合推進費	21,000	産業創造リーディングゾーンの形成に向けて、産学公が連携して行う研究会等の実施に要する経費
地 域 政 策 室	地域振興計画推進費	130,000	地域の特性や課題に応じた事業を戦略的に展開するための取組に要する経費
地 域 政 策 室 万博・地域交流課 大学政策課	京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業費	159,000	京都駅周辺エリアを府域への玄関口として、万博関連イベント等の情報を集約・案内し、府域誘客を図る拠点の設置や、イベントの実施に要する経費
万博・地域交流課	大阪・関西万博きょうとの魅力発信事業費	568,000	関西パビリオン京都ブースの運営や府域周遊の促進に向けた情報発信、府内小中高生の万博体験の支援に要する経費
デジタル政策推進課	府庁スマート化推進事業費	11,000	府庁における業務改善等の推進、効果的・効率的な府政運営及び府民サービスの向上に向けた取組に要する経費

課(室)名	事 項	予 算 額	説 明
企 画 統 計 課	国勢調査費	千円 1,610,380	国勢調査に要する経費
大 学 政 策 課	京都府公立大学法人運営費 交付金 京都府公立大学法人施設設 備整備資金貸付金	12,640,299	府立医科大学・附属病院及び府立大学におけ る質の高い教育研究、医療提供等を通じた府民 への貢献促進のための法人運営に要する経費
大 学 政 策 課	京都未来人材育成プロジェ クト事業費	24,500	京都の大学生が在学中に地域や企業と交 流し、理解を深める機会の拡大を図るプロジ ェクトの実施に要する経費
脱炭素社会推 進課	地球温暖化対策総合戦略事 業費	774,400	2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、 再生可能エネルギー導入や利用の加速化、省エネ 対策の促進等に要する経費
脱炭素社会推 進課	脱炭素行動促進事業費	340,000	府内の温室効果ガス排出量削減のため、家 庭や事業者の脱炭素行動を促進する施策の 実施に要する経費
脱炭素社会推 進課	水素社会実現推進事業費	109,400	幅広い分野における水素の利活用の 拡大を図るための実証や調査等の実施 に要する経費
脱炭素社会推 進課	気候変動適応推進事業費	6,000	「京都気候変動適応センター」におけ る気候変動影響に関する情報収集・ 発信及び将来予測等の実施に要する経費
脱炭素社会推 進課	「KYOTO地球環境の殿堂」事業費	13,000	殿堂入り者と若者等が地球環境について議論・ 提言する国際会議と、国内外の若者による探究プ ロジェクトを行う未来会議の開催に要する経費
循環型社会推 進課	資源循環京都モデル推進事 業費	80,000	資源循環モデルの構築に向けた取組 に要する経費
循環型社会推 進課	きょうとプラスチックごみ 対策強化事業費	30,000	使い捨てプラスチック削減支援等の 取組推進に要する経費
循環型社会推 進課	海岸漂着物地域対策推進事 業費	58,624	海岸漂着物等の回収、処理及び発生抑制対策に 対する助成や啓発活動に要する経費
循環型社会推 進課	食品ロス削減事業費	6,800	事業者及び府民への食品ロス削減に 向けた取組等の実施に要する経費
自然環境保全 課	きょうと生物多様性センタ ー事業費	12,000	「きょうと生物多様性センター」の運営及び生 物多様性保全の推進に要する経費
自然環境保全 課	生活・交通基盤整備事業費	97,700	国定公園、府立自然公園、府立都市公 園等の施設整備、維持管理等の実施に要 する経費
環境管理課	放射線モニタリング強化事 業費	411,365	環境放射線のモニタリング体制の維 持・強化に要する経費

V 主 要 計 画 等

名称	内容	備考
京都府総合計画	府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画として、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府のめざす方向性を「将来構想」、「基本計画」、「地域振興計画」の形で明らかにするために策定したもの	改定： 令和4年度
京都府子育て環境日本一推進戦略	子どもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしやすい「子育て環境日本一」の京都の実現に向けて、「子育てが楽しい風土づくり」「子どもと育つ地域・まちづくり」「若者の希望が叶う環境づくり」「全ての子どもの幸せづくり」を重点戦略として掲げ、具体的政策の方向性を明らかにするため策定したもの	改定： 令和5年度
京都府スマート社会推進計画	府民一人ひとりの夢・希望や、産業・地域活動の持続可能な成長・維持が、デジタル技術を活用することで実現される社会を目指し、官民データ活用推進基本法等に基づき策定	計画期間： 令和5～8年度 (4年間)
京都府環境基本計画	「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業などの指針となる計画	計画期間： 令和2～12年度 (11年間)
京都府地球温暖化対策推進計画	京都府地球温暖化対策条例第10条第1項に基づき策定する計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に規定する「地域気候変動適応計画」に位置づけ 温室効果ガス排出量の削減目標の達成と気候変動適応策の推進を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための方策を明らかにするもの	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第2期）	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけ 府庁の温室効果ガス排出量削減目標を設定するとともに、その達成に向けた取組をまとめたもの	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）	再生可能エネルギーを取り巻く国内外の環境変化を踏まえ、脱炭素社会を支える再生可能エネルギーの主力電源化に向け、再生可能エネルギーの導入・利用促進施策等を推進するため、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第5条に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)

名称	内容	備考
京都府循環型社会形成計画（第3期）	資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにするため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度（10年間）
京都府災害廃棄物処理計画	災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、必要となる体制、処理の方法等の基本的事項を定めたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づき策定	策定： 平成30年度
京都府海岸漂着物等対策推進地域計画	漁業者等と連携した漂流ごみ等対策、内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の促進等を実施していくため、海岸漂着物処理推進法に基づき策定	改定： 令和2年度
京都府食品ロス削減推進計画	食品ロスの削減が国際的に重要な課題となり、食品ロスの削減に向けた機運が高まる中、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度（10年間）
京都府ごみ処理広域化プラン	人口減少によるごみ排出量の減少をはじめ、気候変動問題や災害への対応など、将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な一般廃棄物処理体制のあり方について策定	計画期間： 令和5～12年度（8年間）
京都府生物多様性地域戦略	京都府における生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、生物多様性基本法第13条に基づき策定	一部改定： 令和5年度

Ⅵ 関係施設等

施設名 項目	京 都 府 立 医 科 大 学	京 都 府 立 大 学																																			
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465 075-251-5111	〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5 075-703-5101																																			
施 設 の 特 徴	医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師及び助産師となるのに必要な教育を行い、医学及び看護学の深奥を究めるための大学施設、附属病院及び附属北部医療センター	文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部の5学部を設けるとともに、大学院研究科を設置して教育研究を行う総合大学																																			
設 置 年 月	明治5年11月（栗田口青蓮院内に仮療病院を設置）	明治28年4月（京都府簡易農学校を設置）																																			
施 設 の 内 容	○大 学 ・学生数 （学部）1,006人（人） <table><tr><td></td><td>医学科</td><td>看護学科</td></tr><tr><td>医学部</td><td>664</td><td>342</td></tr></table> （大学院）340人（人） <table><tr><td></td><td>医学研究科</td><td>保健看護学研究科</td></tr><tr><td>修士課程</td><td>18</td><td>12</td></tr><tr><td>博士課程</td><td>288</td><td>22</td></tr></table> ○附属病院 ・病床数：639床 ・入院患者数：⑥199,275人（年間） ・外来患者数：⑥470,546人（年間）○附属北部医療センター ・病床数：288床 ・入院患者数：⑥67,802人（年間） ・外来患者数：⑥133,886人（年間）		医学科	看護学科	医学部	664	342		医学研究科	保健看護学研究科	修士課程	18	12	博士課程	288	22	○大 学 ・学生数 （学部）2,004人（人） <table><tr><td>文学部</td><td>555</td></tr><tr><td>公共政策学部</td><td>458</td></tr><tr><td>生命環境学部</td><td>479</td></tr><tr><td>農学食科学部</td><td>230</td></tr><tr><td>生命理工情報学部</td><td>122</td></tr><tr><td>環境科学部</td><td>160</td></tr></table> （大学院）314人（人） <table><tr><td>文学研究科</td><td>58</td></tr><tr><td>公共政策学研究科</td><td>23</td></tr><tr><td>生命環境科学研究科</td><td>225</td></tr><tr><td>食の文化学位プログラム</td><td>8</td></tr></table>	文学部	555	公共政策学部	458	生命環境学部	479	農学食科学部	230	生命理工情報学部	122	環境科学部	160	文学研究科	58	公共政策学研究科	23	生命環境科学研究科	225	食の文化学位プログラム	8
	医学科	看護学科																																			
医学部	664	342																																			
	医学研究科	保健看護学研究科																																			
修士課程	18	12																																			
博士課程	288	22																																			
文学部	555																																				
公共政策学部	458																																				
生命環境学部	479																																				
農学食科学部	230																																				
生命理工情報学部	122																																				
環境科学部	160																																				
文学研究科	58																																				
公共政策学研究科	23																																				
生命環境科学研究科	225																																				
食の文化学位プログラム	8																																				
運営者・管理者	京都府公立大学法人	京都府公立大学法人																																			
担 当	大学政策課	大学政策課																																			

施設名 項目	京都府温暖化防止府民プラザ	府立丹後海と星の見える丘公園
所 在 地 ・ 電 話 番 号	〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41 番 3 075-803-1128	〒626-0211 宮津市字里波見 0772-28-9111
施 設 の 特 徴	京都府の地球温暖化対策に関する情報発信・府民協働活動の拠点	公園内の豊かな自然や環境にやさしい施設を活用した研修や体験、遊びを通じて、地球環境や人と自然が共生するためのライフスタイルを学ぶことができる広域公園
設 置 年 月	平成 25 年 5 月	平成 18 年 8 月
敷 地 面 積	243.46 m ²	142.9 ha
施 設 の 内 容	○行政情報コーナー 地球温暖化対策に関するPRスペース、温暖化防止活動推進員の交流・会議スペース ○地球温暖化防止活動に関する事業を行う団体事務所 ・京都府地球温暖化防止活動推進センター（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域センター） 温暖化の現状及び対策の重要性に係る普及啓発等 ・（一社）京都府木材組合連合会 府内産木材の普及活動、ウッドマイレージ C02 認証木材の認証等	○地球デザインスクールゾーン セミナーハウス（50 人研修室、食堂）、ゲストハウス（40 人宿泊）、海星風呂、森のエネルギー工房、十穀田、多目的広場 ○大地の天文台ゾーン 展望デッキ、潮騒のテラス ○こどもの森ゾーン カフェ、芝生広場 宿泊料金（1 人 1 泊料金、食事料金は別途） 一 般 3,800 円、高・大学生 3,000 円 小・中学生 1,700 円 キャンプ場 1 区画 2,000 円 入園料 無料 駐車場 200 台（無料） 開 園 9:00～17:00（7～9 月は 9:00～20:00） 休園日 12/28～2 月末及び木曜日（7～9 月は無休）
運営者・管理者	NPO 法人 京都地球温暖化防止府民会議	NPO 法人 地球デザインスクール
担 当	脱炭素社会推進課	自然環境保全課

施設名	京都丹波高原国定公園ビジターセンター
項目	
所在地	〒601-0722 南丹市美山町安掛下 23
電話番号	(道の駅美山ふれあい広場内) 0771-75-9020
施設の特徴	京都丹波高原国定公園の自然と文化が融合した里地・里山文化の発信拠点
設置年月	平成 30 年 4 月
延床面積	556.149 m ²
施設の内容	○施設情報 (1F) 展示コーナー インフォメーションコーナー マップガイドコーナー ミュージアムショップ (2F) セミナールーム ミーティングルーム 開館時間 9:00～17:00 定休日 水曜日
運営者・管理者	京都丹波高原国定公園ビジターセンター 運営協議会（府、南丹市、美山 DMO）
担当	自然環境保全課